

第十回国会 建設委員会 議録 第二十八号

昭和二十六年五月三十日(水曜日)

午後一時二十五分開議

出席委員

委員長 齋藤神岩太郎君  
理事内海 安吉君 理事鈴木 仙八君  
理事田中 角榮君 理事村瀬 宣親君  
理事前田榮之助君

逢澤 寛君 三朋君  
今村 忠助君 小平 久雄君  
瀬戸山三男君 内藤 隆君  
西村 英一君 増田 運也君  
寺崎 覺君

出席政府委員

土地調整委員 豊島 隆君  
会事務局長 瀧江 操一君

建設事務官 (管理局長)

委員外の出席者

議員 坂本 泰良君 岩沢 忠恭君  
建設院議員 高田 賢造君  
建設事務官(管理局長) 立花 次郎君  
日本国有鉄道理事(施設局長) 福原 忠男君  
参議院法制局参事(第二部長) 岡田 武彦君  
参議院法制局参事(第三部長) 森 進君  
参事(増玉 宝珠花村長) 金澤 良雄君  
参事(東京 大学教授) 西畑 正倫君  
参事(専門員) 田中 義一君

五月二十八日

委員平澤長吉君辭任につき、その補欠として今村忠助君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十九日

委員坂本泰良君及び河田賢治君辭任につき、その補欠として佐々木三三君及び池田峯雄君が議長の指名で委員に選任された。

五月三十日

土地收用法案(参議院提出、参法第二三三号)  
土地收用法施行法案(参議院提出、参法第二四号)  
土地收用法案(参議院提出、参法第二三三号)  
土地收用法施行法案(参議院提出、参法第二四号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

土地收用法案(参議院提出、参法第二三三号)  
土地收用法施行法案(参議院提出、参法第二四号)  
参議院議員 坂本 泰良君  
参議院議員 岩沢 忠恭君  
建設事務官(管理局長) 瀧江 操一君  
建設事務官(管理局長) 立花 次郎君  
日本国有鉄道理事(施設局長) 福原 忠男君  
参議院法制局参事(第二部長) 岡田 武彦君  
参議院法制局参事(第三部長) 森 進君  
参事(増玉 宝珠花村長) 金澤 良雄君  
参事(東京 大学教授) 西畑 正倫君  
参事(専門員) 田中 義一君

○薬師神委員長 それではこれより会議を開きます。

ただいま本付託になりました土地收用法案、参議院提出、参法第二三三号、及び土地收用法施行法案、参議院提出、参法第二四号を一括議題といたします。本日は前回の委員会の決定に基づき、参事人の意見を聴取することにしたします。本日招致いたしました参事人の方々は、東大教授金澤良雄さん、増玉県宝珠花村村長森進さん、国鉄の施設局長立花次郎さん、以上三名の方でございます。

ちよりと二時ごろから自由党の方は議員総会をやるらしいので、今出席がよくありませんが、参事人の御出席を願つておりますから、その御説明をまづ承ることにいたしたいと思います。

しかる後に質疑を行うことにいたしました。順序といたしましては、立花施設局長さんから御意見を拝聴いたしますと思ひます。

○立花説明員 国有鉄道は全国に網をめぐらして、おります関係上、各地にいろいろな問題が起りますし、毎年数十件の土地收用法に関する運用を受けおるわけでございまして、そういう立場から事業主の側からの意見を申し上げてみたいと思ひます。

今回の法案を拝見いたしました。全体といたしましては非常によくできておつて、旧法に比べて疑義がほとんどなくなつておる、あるいは調停というふうな制度を設けられて、非常に民主的な立場をとつておられ、私どもも心から敬意を表する次第でございます。法律そのものにつきまして

は、さうなわけで何ら疑義を申し上げるところを持つておりませんが、ただ私どもが運用上多少心配いたしております点を申し上げまして、今後のこの法律の運用解釈に至きを期したい、こういう点につきまして記録に残しておいていただかしまして、今後の運用がうまく行くようにしていただかしたいと考えております点について二、三申し上げます。

まず第一に、法案の第三条第一項の起業者の問題でございます。これは非常にこまかくわかれておりました。また、たたく疑義がなく、この点申し分ないと思ひます。たたく疑義がなく、この点申し分ないと思ひます。たたく疑義がなく、この点申し分ないと思ひます。

上、たとえ国有鉄道が事業主になりまして、線路の工事をする場合に、土地收用法でできるのは鉄道だけというふうなことにちよつと見えるのでございますが、こういう場合普通は道路及び水路をつ

りな道路及び水路のつけかえにつきましても、この土地收用法の必要が起つた場合に、同時に事業認定が国有鉄道の立場からできるといふふうに解釈して

いたただかないと非常に困るのではないかと、これは今後の運用の問題でございます。この法律そのものの問題ではないのでございますが、私どもとしてはぜひそういうふうな運用をお考え願ひたいと思つておる次第でございます。

それから第二に全体を見ました感じは、非常に広汎なりつばなものができておるのでございますが、ただ従来に比べて運用が遅れる、すなわち土地收用法の委員会の裁決が非常に遅れやしないかというふうなことを非常に恐れているのでございます。それで鉄道の事業のごとく、はつきり災害が起りまして、そして何れともあれこれを直さなければならぬという場合には、災害の適用がございしますが、さうでなく非非に災害が起りやすい状態になつた。従つてこれを未然に防ぐために

の洪水期までには間に合せるというふうな問題がかなりございします。そういう場合に百二十三条に緊急の使用の問題

題がございしますが、単にこれだけではなくて、補償額を供託あるいは本人に支払う。そして收用または使用の時期を同時に早く決定するというふうな特別が開かれぬものだろうか、こういうふうな希望を持つ次第でございます。結局ある意味では、この百二十三

条の運用の問題だと存するのでございしますが、こういう点について、あまりに一定の順序の方法をとつておりますと、非常にだら／＼と仕事は長くなつてしまつて、従来の法律に見るような迅速なる解決はできないのではないか、従つて百二十三条のような場合の適用を十分お考え願ひたい、こういう点を希望する次第でございます。

最後に従来なかつた問題といたしまして、替地の提供の問題——これは本案では八十二条でございしますが、替地による補償という問題が一つございします。この八十二条は土地所有者または関係人が事業主の所有地というものを指定いたしましたので、または指定しないでも事業主以外の者の所有地を替地として要求することができるといふことになつております。事業主が提供し得る替地を持つておりますれば、事前に交換ができるのでありますから、この

取用にかけて、さうして替地の問題が起りますのは、普通一般におきましてはさういふ簡単な替地がない場合が多いのであります。従つて換地がないので任意買収しようというふうな場合が多いのでございしますから、非常に替

地の問題はむずかしいではないか、い

なかの方でございまして、国有地が非常に大きいところがあるとか、未開地があるというよりな場合はよいと思つては、なか／＼この問題はむずかしいのではないかと。また替地を提供するといつたとしても、この替地も、收用法の適用を受けない、事業に賛成されまして、別の人がどん／＼売られた、それを今度は收用法にかけた人がとれるというよりな点もちよつと疑義があるように思つたのであります。この八十二条のうち、特に委員会が勧告するといふような条項がございまして。たとえ八十二条の三項、こういうよりな点は御修正をいたされた方があるいはいいのじやないだらうか。替地そのものの問題を議論するのではございませぬが、この三項のようないかという点はない方がいいのじやないかということ

を私も考える次第でございまして、いづれにいたしても、こういう法律の運用は、結局委員会の裁定なり、あるいは仲裁という場合にこれを担当なさいます人の問題でございまして、收用委員会の委員にどういふ委員を避ぶか、あるいはその資格条件というよりなことについて、あまり詳しい規定はないのでございまして、もちろんこういう点については、十分に御審議して御決定になると思つたが、特にこの適用よろしきを得るために、收用委員会の委員にきつばな人を選んでいただくという点について希望を申し上げたい。以上四点ばかり、おもに運用的問題でございまして、意見を申し上げます。○薬師神委員長 質疑はあとへまわしまして、続いて森宝珠花村長さんのお

話を承りたいと思つた。森村長。○森村長 私は埼玉県のくく東の住んでおるものであります。今度の利根流域の改修によりまして、私の村は全面積の三分の一を提供しなければならぬというよりな立場に置かれました。そういう関係から河川を対象にしましたこの法案につきまして、二、三の意見を申し上げたいと思つたのであります。

従来この改修に伴つた土地の收用と申しますと、ほとんど一方的に犠牲をしいられる、こういう結果に終始して思つたのであります。私が従来この関係に直面しまして知つております限り、そういうことが繰返されております。最も大正の初めから大正八年ごろまでかかりました大改修でございまして、このときにも相当多くの犠牲を払つた者があります。その後部分的に改修は毎年のように繰返されております。それらがみな一方的な犠牲であつた、こう申し上げて過言でないと思つた。收用いたしますことを考えますと、これは大体において非常に広範囲な受益者があるといふことを申し上げることができると思つた。一部の犠牲によつて広範囲な多くの受益者を生み出します。そういうよりな意味から犠牲になるころの人たちも大乗的立場に甘んじて、この犠牲になる、こういうふうな思われるのであります。そういう意味から申しますと、この犠牲者に対しては、もうすぐしたばかりでございまして、また一方考えますときに、広範囲な社会的な福利をもた

らすのでありますから、それに対してどんなに多くの補償をいたしまして、これは国家的に考えましても社会的に考えましても、相当にプラスになるころが多いのじやないかと思つたのでございまして。今後に起りますこの收用関係のことは十分な補償を裏づけにいたしまして予算を立てられ、その上に計画をしてもらわなければ、犠牲者はいつになつても犠牲者として終らなければならぬ、こういうふうな考えられます。旧法は明治三十三年に定められたと伺つております。こうした古い法令をもつて運営して行つたこと事でもつて終始されるのだ、こんなふうな考えます。民主憲法下の現在において、こうした考えは絶対に適用を受けるものでないと思つたのでございまして。大体今回の改修に際しまして、收用を受けるわれ／＼の立場から特に要求する点がございまして。その二、三を申し上げますと、企業者と被收用者の完全なる了解のもとに計画を樹立してもらいたいといふことでありまして、次は損失補償に對しましては、あらゆる角度から検討してもらいたい。従来は金銭をもつて一部を負担するといふだけに終始しておつたと思つた。たとえますと、農民に對しては特に農地の替地を補償していただきたい。たゞいまも立花説明員から、これは非常にむずかしいことであるといふことを申されましたが、犠牲者の立場を考えたならば、何らかの方法によつてこれはやり遂げていただかなければならぬと思つたのであります。もし替地を欲するならば、北海道へ行つて新しい農業を経営しろといふよりな、こうしたこと

は絶対にないようになければならぬ。先祖伝来住みなれたところの土地を多くの人のために提供するものであります。しかもその後においてもう農業経営といふことは絶対にできない立場に置かれてしまつたのであります。そういう意味から、替地の問題は農家にとつて実に大きな問題である、こう思つております。次は商家に對しましては店舗の補償あるいは営業補償と申しますか、これらを十分にいたさなければ、これは金銭ばかりではありませぬ。店の構造、あるいは店の向き、こういうことにも検討していただかなければならぬと思つたのであります。次はその立場に置かれた町村の今後の経営、これが完全に行かれますように、こうしたことがあるために一つの町村が存立することができないといふよりな状況に置かれますといふこと

は、これはやはり重大な問題ではないかと思つたのであります。この点も十分に考慮していただかなければならぬと思つた。なお従来は收用される直接の土地、物件にのみ對して補償をされたのであります。今後におきましては附帯的な事件にまで完全に補償をいたさなければ、こういう方法をおとりたいと思つた。こういう方法をおとそうして進められたならば、被收用者も喜んで收用に応ぜられると思つたのであります。今後は犠牲者などという言葉が抹消されるような法令をわれ／＼は要望するのでございまして、今度の改正法案を拝見いたしますと、今私が申し上げましたあらゆる点が網羅されております。これならばたいへんに被收用者も助かると思つたのであります。非常に喜んで次第でございまして、なおつ

け加えますが、今度のわれ／＼が受けました江戸川の改修に際しまして、建設省並びに県、そうした方たちが非常にこの改正法案の趣旨をそのまま生かしてくださいます。いろいろとめんどうを見てくださつております。この点もこの席上から申し上げまして、法律そのものはまだ改正されておらなかつた、けれども実際に改正されたと同じような行き方が行われておつた、こうしたことについてわれ／＼は敬意を表しておるのでございまして。こまかいことになりまして、法案について私はいくつかあります。大体以上申し上げましたよりな点で、こうした法案が一日も早くでき上りますことを切望いたします。私の感じを申し上げます。以上でございまして。○薬師神委員長 どうも御苦労までございました。

それでは最後に、金沢東大教授の御意見を承ることにいたしたいと思います。○金澤東大教授 私は東京大学におきまして、経済法を専攻しておる者でございまして。なかなか研究を続けておるわけがございまして。特に終戦後は、例の住宅問題その他につきまして、收用の必要性いかんという問題についていささか研究をいたしましたほか、経済安定本部の資源委員会の専門委員といたしまして、総合開発に伴う損失補償問題を研究することとなりまして、ここに数年間その問題に携つて参つた次第であります。従いまして土地收用法の改正につきましては、少からざる関心を持つておつたわけでありまして、そこで私は大体三つのことにつつま

は、これはやはり重大な問題ではないかと思つたのであります。この点も十分に考慮していただかなければならぬと思つた。なお従来は收用される直接の土地、物件にのみ對して補償をされたのであります。今後におきましては附帯的な事件にまで完全に補償をいたさなければ、こういう方法をおとりたいと思つた。こういう方法をおとそうして進められたならば、被收用者も喜んで收用に応ぜられると思つたのであります。今後は犠牲者などという言葉が抹消されるような法令をわれ／＼は要望するのでございまして、今度の改正法案を拝見いたしますと、今私が申し上げましたあらゆる点が網羅されております。これならばたいへんに被收用者も助かると思つたのであります。非常に喜んで次第でございまして、なおつ

け加えますが、今度のわれ／＼が受けました江戸川の改修に際しまして、建設省並びに県、そうした方たちが非常にこの改正法案の趣旨をそのまま生かしてくださいます。いろいろとめんどうを見てくださつております。この点もこの席上から申し上げまして、法律そのものはまだ改正されておらなかつた、けれども実際に改正されたと同じような行き方が行われておつた、こうしたことについてわれ／＼は敬意を表しておるのでございまして。こまかいことになりまして、法案について私はいくつかあります。大体以上申し上げましたよりな点で、こうした法案が一日も早くでき上りますことを切望いたします。私の感じを申し上げます。以上でございまして。○薬師神委員長 どうも御苦労までございました。

け加えますが、今度のわれ／＼が受けました江戸川の改修に際しまして、建設省並びに県、そうした方たちが非常にこの改正法案の趣旨をそのまま生かしてくださいます。いろいろとめんどうを見てくださつております。この点もこの席上から申し上げまして、法律そのものはまだ改正されておらなかつた、けれども実際に改正されたと同じような行き方が行われておつた、こうしたことについてわれ／＼は敬意を表しておるのでございまして。こまかいことになりまして、法案について私はいくつかあります。大体以上申し上げましたよりな点で、こうした法案が一日も早くでき上りますことを切望いたします。私の感じを申し上げます。以上でございまして。○薬師神委員長 どうも御苦労までございました。

して申し上げたい。第一は總括的な感想であります。第二は具体的な改正の検討であります。第三は施行、実施その他に關連した一般的、補足的な見解であります。

まず第一に總括的な感想を申し上げます。第一は總括的な感想であります。第二は具体的な改正の検討であります。第三は施行、実施その他に關連した一般的、補足的な見解であります。

が行われておるようでありませう。このうち保がでないのみならず、公共事業の適正な発展を望むこともできないのであります。そこで収用法という伝家の宝刀は、むしろ大いにこれを抜き、被収用者側においても、むしろそれを恐れることなく、これによつて眞に適正な私権の確保をはかるべきでありませう。また企業者側におきましても、これによつて公共の事業の適正円滑な進捗をはかるべきであると思ふのであります。かくてこそ初めて法による正義の發現と確保が行われなければならぬ。先ほど森参考人さんから、もし適正な補償があるならば、被収用者は喜んで収用に應ずる気持だということをおっしゃいましたが、まさにその気持にこたへるべき収用法がでなければならぬのであります。かくてこそ法治國家的な意味における私権の確保が完成されるのであります。ところが従来の土地収用法は、伝家の宝刀といつたものではあきらかに切れ味がよくなくなつた。従つてまた抜きにくくもあつたといふことは事実であらうと思ふのであります。そこでもしこの法律を改正するならば、現在の諸事情に照らしまして、その切れ味をもつとよくするといふこと、また抜きやすくとするといふこと、なければならぬと思ふのであります。つまり私権の確保と公共の福祉の確保はより適正に行われ、両者が調和されるようなものでなければならぬ。こゝろに思ふのであります。このような観点から、実は今回の改正案を拜見いたしましたわけでありませう。公平に見まして、現行法と比べ、

はるかにかこの方向に向つての改善の努力が行われておるよりに思われます。こまかい点は後に譲りまして、大ざつぱりに見ましても、従来疑義のあつた点を明確にしたとか、あるいは権利に關する収用の補償についての規定を明確にしたとか、損失補償における補償の限界を拡張したとか、その他當事者の意見の尊重を十分にはかるとか、さらにはまた官僚的な収用審査会を、客観的にして、公正中立的な収用委員会に改めるとか、あらゆる点においてこうした方向への努力が見られるのであります。これらの改正点は、要するに私権の確保をはかるべき方法を十分に取入れまして、伝家の宝刀の切れ味あるいは切つたあと味をよくする。そうしてそれだけ抜きやすけいものにしたと申すことが出来るのであります。今回の改正案は、概して私権の保護の点に重点が置かれ、これが全面的に現われておるよりにあります。このことは一見し難いのであります。起業者の側から言へば非常に困るのであります。起業者の確保、保護を十分に期することは、とりもなおさず収用法を發動しやすといふことでもありませう。従つてそれはまた起業者側にも有利であるといふことも考へてみなければならぬと思ふのであります。このように見ますと、今回の改正案は、概して私権の保護と公共の事業の推進による公共の福祉の確保との調和をはかろうとする、またははかるべき収用法本来の使命により近づいたものだと考へられます。以上が總括的な感想であります。

分今まで御審議あるいは御研究が行われておることと思ひますので、詳細な検討は省略いたしました。注目すべき点であるとか、多少問題になるというよりの点について、重点的に申し上げたいと思ふのであります。

その一点は、収用権を与えられる、つまり事業の範囲、本案第三条であります。これは今までの現行法の規定が非常に抽象的であるといふ点を非常に具体化したとして、これを明確に示し、収用権の發動の前提的な条件を縛るという趣旨と解せられます。従つてそれは私権の保護を確保するといふ意味に合致するわけでありませう。ただここで多少問題になるといふことは、たとえばこれが非常に固定的である、つまり融通性がないといふよりの点がある、あるいは問題にされるかもしれない。しかし私権の保障といふことからは、やはり法律で明記すべきであります。政令への委任といふよりの点については避けなければならぬ。たとへば都市計画法十六條によりましては、政令をもつて指定する施設に關する都市計画事業について、収用を認めるといふよりの場合がありませうが、新憲法のもとにおきましては、できるだけ政令への委任といふよりのことは避けたい、やはり法律で、本案三条のように具体的に明記されることが望ましいと思へられます。

と云ふことは、従来の争いを立法的に解決しつづ、私権のより確実なる確保をはかるという練に、まさに沿うものと考えられます。特に水に關する権利につきまして、電源開発、総合開発等に關連して、今後大いに起るだろうと思へられますが、従来争ひのありました漁業権、入漁権といふよりのものを、具体的に明示せられた点、及びその他の水の利用に關する権利といふものをあげられた点、つまり従来は、水の使用といふよりの規定であつたのであります。これを水そのもの使用でなしに、水の利用に關する権利といふよりに、非常に注意深く改正せられておると思ふのであります。

次には事業の認定の問題であります。本案十六條以下であります。この事業の認定につきましては、認定機關が問題になります。本案におきましては、建設大臣が認定機關、それから地方のものは、都道府県知事が認定機關、しかしそれに対しては、建設大臣のチェックが行われるよりに規定せられておるわけでありませう。この事業の認定といふことは、ある一つの見方からいへば、つまり収用法を發動すべきその母体となる各種の事業計画といふものに對する行政官庁の監督は、各庁に實はわかれておるわけでありませう。従ひましてそういうことから考へれば、むしろ総理府あるいは総理大臣に認定権を持つて行くべきであるといふ考へ方が出て来るのであります。しかし本案におきましては、關係各行政機關との連絡調整といふことについて、非常に注意が払われておるよりのであります。たとへば改正案の十八條、二十一條といふよりの規定でありませう。

す。十八條二項四号、五号、二十一條一項、二項、こゝろいうようなことがうまく運営せられますならば、本来本件について、つまり事業の認定収用という事につきまして、最も専門的な行政官庁といつていいと考えられる建設大臣において、事業の認定を行われたいことは、うなずけると思つております。また次には認定方法及び手続が非常に慎重化せられてゐる。この点も注目すべき規定であります。

こまかいことは省略いたしまして、次は収用委員会の組織であります。従来の官僚的な収用審査会というものを、客観的な、公正中立的な収用委員会に改められたといふことは、これはこの改正の最も大きな一つの眼目であらうと思はれるのであります。ここに選ばれて来る収用委員といふものは、具体的には実務問題としてどういふ人がなるかといふことについて、いささか問題が出て来るだらうと思つてあります。従つて不適当な人が出て来た場合に、その人を何とかしてやめさすといふことが、可能かどうかといふことが考えられるのであります。その点は身分保障の規定、つまり五十五條の一、二号によりまして、「収用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき」、この運営によつて救われると思つてあります。ただしその委員の任命権は知事にありますので、いわゆるリコール制度というよりなものは認められなくてもしかたがないと思はれます。

法をかかつておることあります。たとえば調停制度、百八條以下、あるいは和解制度、五十條というようなものがありまして、またさらにその他、協定の確認の制度を百六六條以下で認められておられます。これらの機能によりまして、収用といふ強権発動がむやみやたらに、いわゆる伝家の宝刀を抜かず、認定の後においてもいさゝかの手段方法によつて、当事者の利益あるいは意見を尊重しようとする立場がはつきり現われておるのであります。先ほど最初にお話ししたように、収用法はより抜きやすいといふことが裏づけられておると思つてあります。

その二は、裁決及び審理手続に關してであります。この点につきましても、特にたとえば四十五條二項の準関係人の意見書の提出を認めるとか、当事者の意見を述べざる権利等を認めるといふ六十三條の点は、現行法によりまして、審査会の方から必要があつた場合に聴取するといふ程度にすぎないものであります。積極的に当事者が意見を申し立てる、つまり司法的、裁判的、手続的なものが十分に取入れられ、私権の保護が収用の審理の段階においても行はれるといふことは、注目すべき改正だと思はれます。またその審理は公開の原則をつたといふ六十二條も、これまで現行法に比べて注目すべき改正であります。ただここで裁決の期間につきまして、現行法によりまして、開会してから原則として一週間にこれをしなければならないといふ二十七條の規定があるのであります。ところが、改正案によりまして、それがなくように思はれるのであります。この点

はつまり先ほど立花さんが申されましたように、そのほかの点でいろいろございまして、要するに改正案においては審理や手続が非常に遅れるのではなからうかといふことでもあります。しかしこの点は一たび裏返して考えてみなければならぬ。つまり現行の収用法によりましては、収用に一旦かかつてしまえば、そこから先はできるだけ早く早くやつてしまふ。だから開会してから一週間のうちに原則として裁決してしまふといふようなことになる。早く進捗するといふ点においては、早く進捗するといふ点においては、私権の確保、保護が完全に行われない危険が非常に多いのであります。私の考えをいたしましては、つまり事業の認定などをできるだけ早く早くやつて、つまり収用法にできるだけ早く早くやつてしまふ、そして収用法という一つの法によつて整備、発展、確保をはかるという立場をとりますならば、むしろこの収用委員会における審理なり裁決が相当慎重に行われなければならないのであります。従つて現行法による裁決による裁決の期間の規定が改正案において削除されたといふ点は、大いに意義のあることだと考えております。

次に損失補償であります。損失補償につきましては、まず第一に損失補償が拡張せられた。先ほどの話にも出ましたが、替地その他の金銭補償以外の方法が考えられて来たことでもあります。これはまさしく私権の確保、保護といふ点にできるだけ万全を期する、つまり補償の方法として、従来は金銭賠償しかなかったが、しかし

被収用者に補償の方法についての選択の自由を与えるといふことは、大いにけつこうなことだと思つておられます。また補償の範囲、対象についても、これを拡張しあるいは明確化したいといふことでもあります。たとえば九十三條による収用地以外の土地に關する損失の補償、これは非常に注目される点であります。従来の補償が、大体におきまして、いわゆる買収に伴う直接補償的な補償に限られて来たようにありますが、これによりまして、従来の事業損失、あるいは企業損失といわれておるところのものにも一歩を進めて補償しようとするといふ態度が、ここに現われておるのであります。この九十三條の規定は、必ずしもそういう企業損失についての十分な補償ではないと考へられますが、しかし今回の改正におきましては、従来に比して注目すべき改善だと思はれます。また通常受ける損失の補償につきまして、これを具体的には明確に規定した八十八條であります。たとえば雑作料、営業権の補償といふようなことが、従来はただ抽象的な規定で、その解釈上で、取扱われておつたのであります。それを明記されたといふことでもあります。

以上で具体的な改正点の検討を終りまして、次に第三に、補足的な意見を申し上げたいと思つておられます。以上申し上げたように、今回の改正案は確かに現行法に比して、収用法本来の使命に向つて一歩あるいはむしろ進歩を進めたといふことは争えない事実だと思はれます。しかし公共的事業の実施とこれに伴う損失補償の問題は、ただ土地収用法あるいはそれに盛り込まれた法文上の機能だけでは解決し

ないものがありまして、さらに総合的な見地から適正妥当な解決方法がとられることが望ましいのであります。この点につきまして若干申し上げたいと思つておられます。

その一は、収用委員会の運営に關する点であります。収用委員会は、なるほど客観的な立場にある学識経験者等によつて構成せられるといふことはまことにけつこうでありまして、その運営にあたりましては、十分な調査あるいは研究を行はれることが必要なのであります。そのためには損失補償に關する各般の問題の研究なり基礎的、一般的資料の利用なりが必要となると思はれます。改正案によりまして、収用委員会の庶務につきましても、都道府県の局部において処理するといふ規定があるのみであります。これは改正案五十八條にありまして、この都道府県の局部においては、おそろしくこゝろいつた点にまで機能を果たすといふことは十分だらうと考へられます。従いまして私の意見といたしましては、こゝろいつた問題のインフォメーションをやるような、そういうビュローがどこかにありまして、これは中央にあるか、各府県あるいは地区別にあるか知りませんが、こゝろいつたようなものがあつて、こゝろいつた機関をバックとして初めて収用委員会の機能が十分に發揮せられ、適正な運営が行はれるのであります。考へられるのであります。

ととの問題であります。今回の改正によりまして、各般の点において私権の保護がより確実にはかられることとなるのであります。収用法における補償の建前は、何といたしましても原則として過去あるいは近き将来における経済的損失を補償する、つまり憲法第二十九条に基く財産権の補償を中心として行なうことには変わりがないのであります。しかしこの憲法第二十九条による財産権の補償という考え方は、職業の自由、つまり職業選択の自由と就職機会の自由であります。これを前提として、その上に初めて認められるべき財産権の補償を意味するといふふうに解したのであります。つまり職業の自由が現実の問題として客観的に十分与えられていないような、そういうような場合においてもなおかつ収用法による財産権の補償をおこなうてしまふ。つまり損はかけないという程度で済むかどうかという問題であります。ただこの問題は、もとより収用なりそれに伴う補償なりのわくの外の問題として考えられなければならぬ。たとえば失業保険制度の再検討などの社会政策の問題として考えられなければならないと思ふのであります。収用法の整備とともに、この点についての再検討をおこなうべきことをこの際一言申し上げておきたいと思ふのであります。

その三は、これまで多少収用法プログラムの問題からそのものかもしれませんが、公共的專業の実施に伴う損失の補償というものは、現行法におきましても、また改正収用法におきましても、それによつて解決せられるものと

解決せられないものがあるものであります。つまり直接の買収による損失の補償と、いわゆる專業損失の補償その他があるものであります。損失補償の當事者から申しますならば、そのいづれによつてウェイトが違ふといふようなものではなくて、いづれもひとしく損失の補償なのであります。それを前者についてのみ収用法に持込んで、これだけで解決する、あとは最終的には司法的解決に待つのみだといふことではないかどうかという問題があると思ふのであります。改正点におきましては、先ほど申しましたように、この点につきましてある程度の專業損失あるいは企業損失といわれるところのものにも食ひ込んで来たといふことは注目せられるべき点なのであります。さらに何らかの方法によつてこれらの全般的な損失の補償についての考え方が、つまり適用を受けるものとしての考え方、法律を裏返ししたような考え方が必要になると思われるのであります。以上の諸点は特に最近やかましくなつて参りました総合開発に関連いたしました一層痛感せられる点なのであります。しかし今日は総合開発に伴う損失補償一般の問題につきましては立ち入ることを差控えたいと思ひますが、要するに今回の土地収用法の改正の意義、また収用法には収用法の限られた役割があるといふことを認めるといたしまして、今後はなお総合開発、その他の事業関係法の改正なり、さらに社会政策的な適正な施策の実施なりと相まらして、初めて今回の改正案の實質的な意味もまた画竜点睛を得ることになるであらうと思はれるのであります。以上私の意見を終ります。

○農師神委員長 どうも御苦勞さまでした。参考人の説明は以上で終ります。

〔委員長退席、内海委員長代理着席〕

○内海委員長代理 これより土地収用法案並びに土地収用法施行法案を一括して質疑に入ります。政府側より管理局長渡江政府委員、管理局総務課長高田説明員、なお提案者代表として岩沢忠泰参議院議員が見えております。法制局側より衆議院法制局第三部長岡田武忠男君、参議院法制局第三部長岡田武彦君が出席されております。通告順によりまして質疑を許します。村瀬宣親君。

○村瀬委員 質疑に入ります前に本法案の提案者はどうなつておりましたか。

○岩沢参議院議員 先般の村瀬さんの御注意もありましたから、時日がありましたので、各党に説明をいたしました。六人ばかり追加してその手続をとりました。こちらへはやはり私外六名という提案者になつております。

○村瀬委員 逐条的にお尋ねいたしましたのであります。その前に総括的に要点をまず伺つておきたいと思ひます。この法律案によりまして、都道府県に収用委員を設けることとなつておるのであります。中央に中央収用委員会というものを設けるといふような構想はお持ちでなかつたかどうかという点であります。これは御承知の通り鉱業法の裏づけといたしまして、土地調整委員会設置法なるものがあるものであります。これらとの関係もいさ／＼出て来ると思ひますので、まず提案者から伺つておきたいと思ひます。

○岩沢参議院議員 鉱業法の関係につきましては、その鉱業法についての意見を徴するために土地調整委員会の意見を聞くといふのは、本文二十七条、ほか二条ばかりあります。そうして御存じの通りに従来収用審査会というものが中央だけにどまつておつたのでありますけれども、實際問題としてただ一地方に關連するようない問題もいつも中央に持つて来ることは、現在における状態から考へてどうか、少くとも國の事業と考へるにはまた二府県にわたるような事業については建設大臣が事業認定をいたしていい、また一府県に關連するのは知事だけにこれを委まます、これは民主的にやつた方がかえつてその事情もよくわかつておるし、すべてが円滑に行くのじやないか、こういうふうに考へて今度の事業認定については今申し上げましたような二種類にわけた、こういうことなんでしょう。

○村瀬委員 二種類というのはどういう意味ですか。

○岩沢参議院議員 建設大臣が國の事業並びに二府県以上にまたがつたものについての事業認定をする、それから一府県に對する事業認定は当該の知事が認定する、こういうことなんです。

○村瀬委員 私の尋ねたいましたのは、むしろ鉱業法をバックとする土地調整委員会という片寄つたものよりも、幸いにここに土地収用法が新たにできるのだから、この際中央に中央収用委員会というやうなものをつくつて、土地調整委員会のごとく、ただ鉱業法の裏づけとしただけのものよりも、もつと広い中央収用委員会というやうなものをつくつて置くのが万般の施策にあつて弊害がなく、また公正でいいのではないかと、そういう構想をお持ちにならなかつたかどうかといふことをお尋ねしておるのであります。

○岩沢参議院議員 現行法におきましても、今お話のやうな趣旨の中央収用審査会といふものは、そういうものはないのであります。この改正にあたりまして、今お示しのような趣旨は全然織り込んでおらぬのであります。

○村瀬委員 織り込んでおらないのは、この法案を見ますればわかるのであります。私はこの最後の結論を出すまでにはそういう構想があつたやうにも伺つておるのであります。またそれは非常にいい思ひつきではないかと私は感ずるのであります。そこで具体的に尋ねたいしますが、かりに一つのダムをつくる。これは総合開発の点でも、また電源開発でも必ず起る問題でありまして、水底に没する幾町村も生ずるといふことは想像されるわけでありまして、ところがその一角に山が出て来ておりました、そこに鉱業権があつたといふことです。そういう場合は、収用委員会はできるが、それは鉱業権に關する限り土地調整委員会の意見を聞かねばなりませんから、その方が優先することになりまして、さらにそのダムを建設することが進捗をしないといふやうなことも考へ得られるのであります。この土地収用法によりまして府県ごとにできる収用委員会があつても、別に鉱業法をバックとした土地調整委員会ができておきますと、その間にいさ／＼な支障が起るのではない



律上論理上の必要がなかつたわけでありませぬ。その点を一応先ほど提案者から御説明があつたわけでございますが、やや法律技術的に一言御説明を申し上げまして、御了解をいただきたいと思ひます。

この現行收用法を踏襲したということとをさらに附加して申し上げますと、御承知のように、現行收用法は、事業の認定というところを、普通の行政官庁、つまり実務上は建設大臣がやつておるわけでございます。事業の認定というところは、早く申しますと公益性的決定ということでございます。憲法二十九条にある公共のためということの、公益性的決定の第一義的の処分官庁の建設大臣ということでございます。

第二は、現行法のとおつておりますところの特色は、補償の決定を中心とする事柄でございます。補償の決定は、事業の認定という公益性的決定を行う機関と別個の機関が当つております。これは現行法におきましては、收用審査会でございます。この点、つまり事業の認定というところを一般の行政府において行い、しかして公益性的決定と離れた補償の決定は、今私が申し上げました公益性的決定を行う機関と別個の機関が当ることになっておりますが、この点は新收用法もつておるわけでございますが、けだし收用法においては、公益性的決定ということと、補償の決定というところは、截然と区別するべきところでございまして、あらゆる立法例が、いずれも公益性的決定というところを行つて、補償の決定を行つて、かつた別個のものが扱ふという仕組みになっております。

す。つまり補償は当事者の対等の原則によりまして、中立の機関がこれを行うのが最も適当でございます。改正法におきましても、收用委員会という中立公正な機関が行うことにいたしてあります。公益性的決定におきましては、さような委員会が当るべきではない、やはり現行法通りの建前を踏襲いたしましてあります。ただその事業の認定の手續におきましては、きわめて慎重な手續をとりまして、現行法の不備を補つたのでございます。この点は改正法におきましてもつたところでございます。いまして、收用法の制度の上からいまして、最も適当であると確信をいたしました以上は、あとは事業の認定機関につきまして、中央にさような機関を設けることは、かえつて何の必要もなす事柄は、地方の補償決定機関に対する訴訟であります。補償金というものの決定は、中央に新しく委員会を設けるといふことが現行法にはないのでございます。補償決定という事柄は、損失の事実が幾ばくのことであるかというような細碎な民事事件的性質を持つておるのでございまして、これは現地に近い裁判所に訴えを起す、もしそれに不服がありましたならば、第二審はすぐ裁判所に持つて行かせることが最も適当であるといふことになりまします。さような事からいたしまして、中央に委員会をつくる必要がなかつたわけでございます。ことに財政上等の理由からいたしまして、いたずらに行政機関を意味なくして置くことは避けなければなりませんし、收用法の制度の上からいたしまして、今申し

上げましたような結論に到達いたしましたわけでございます。ことに一番問題は、補償の決定ということと、公益性的決定ということとは、別個の機関が扱わなければならぬという建前が、一番の基本でございます。さようなことから現行法を踏襲したわけでございます。なお土地調整委員会との関係についても一言だけ申し上げておきますが、土地調整委員会法がすでに国会で可決されて、公布されておりますが、御承知の通り鉱業権の設定または鉱業権の取消しに對しますところの第二審機関でございます。当初第一審機関といたしましては、通産局長が鉱業権の設定または取消しを行つたのであります。それに対して、受審期間としていろいろ特別ないきさつから、二審機関として土地調整委員会から設けられたのであります。

〔内海委員長代理退席、田中委員長代理着席〕

この案がござりまするについて、いろいろの論議もあつたのであります。いろいろの事情で、やむを得ずつくつたように私も伺つておりますが、その土地調整委員会の性質というものと、これとは特別に深い関係はないのであります。これを一緒にするといふことが法の論理上考へられないこととござりまする。これは合併するといふようなことは、どうも考へられなかつたのでございます。これはいわば細碎に法律の技術的な問題でもありまします。こまかい説明は省略をさせていただきます。さうな経緯からいたしまして、土地調整法は鉱業権の設定または取消しに伴ひま

関係する場合がございます。これは完全なパブリックのものではないと思ひます。他方農業の方も私企業とはいいなから食糧とか、いろいろな関係で非常に重要性が増して参りますので、その間におきまして、通産局長に對する、処分に対しまして、特別の機関を設けることは、鉱業権の設定並びに取消しに對応いたしまして、起り得ることとでございます。またさうないきさつからいたしまして、土地調整委員会ができたわけでございますが、その行政機関が、たゞ／＼鉱業のための收用をやるといふこととでございます。この点も多少の説明を申し上げます。鉱業のための收用といふことは、收用法にいう收用とは、法律的に申しますと実法でござらぬの通り、收用の要件といふものが、一般法であるこの收用法とは全然違つておる。そこにやはり鉱業のための收用といふものが、旧鉱業法では收用が認められず、ただ使用権だけしか認められなかつたところに特色があるわけでございます。またまささうな性質を持つ鉱業のための收用、または使用制限された特殊の收用といふものが、鉱業権の設定または取消しといふことと不可分の関係にござりまする。あわせてそこで扱ふといふように、無理に收用法の一般原則にこれを合併する必要はない、かような実法的な要求からいたしまして、また法律技術上から申しまして、必ずしも不都合ではないのでございまして、鉱業関係のものは、土地調整委員会にある程度再審を認める、これはあたかも

関係がござりまする。これはあちらの方に再審して行くことはやむを得ないのである、かような経緯からいたしまして、收用法との関係におきましては、截然としてこちらが一般法、あれが一種の特別法といふかつかうでござりまする。これを無理に合併することはきわめて実情に違さないものがございますので、かような結果になつたのでござりまする。

○村瀬委員 御説明を承りますと、最初の部分は、明治三十三年に出た收用法をそのまま踏襲するといふ関係もあつたから、この中央の收用委員会といふものはつくりなかつたのだといふのが、主眼点のようでありましたが、御説明を聞いて行くうちに、やはり鉱業法を統一すべき土地調整委員会と一緒にしなければならない方がよいという意見があつたようでありませぬ。私はそれに対して、いささか疑義を持つものであります。

そこで私は委員長にこの際お願い申し上げるのであります。ただいまの政府委員の御答弁によりますと、建設大臣は必ずしも土地調整委員会に拘束されることなしに、裁定をすることができるといふような御答弁でありませぬ。これは立案にあつた政府側の一員としての御意見であると思ひます。明白でも土地調整委員会の事務局長なり適当な人を呼んで、この点だいまの御答弁を了解するかどうか、確めておきたいと思ひます。それでないことにはこの法案がで

ておきたいと思うのであります。この点は明日土地調整委員会の関係の委員によつて了解するのであります。土地調整委員会というものは、この收用法に対しては非常に弱いもので、何ら意味がないということであり、私にこの心配は一応解消するわけであり、これは明日に譲ることになりました。

そこでこの問題に関連をして、提案者でも政府委員でもよろしいのでありますがお伺いしたいのであります。この法案に基きまして、いろいろの問題を解決しようとする場合に、公共の利害が相反する場合は、どうのうのであります。ダムをつくるに、鉱区の問題もそうであり、あるいは国立公園の中へ道路をつくりたいという場合も、風致保存の関係で、同じく意見が対立するものであります。また、たとえば今現に問題になっております群馬、福島、新潟、三県境の尾瀬沼にダムをつくらうとしたとしても、あの付近には毛氈ごけか何かあるものであります。そういうものはぜひおいておかなければならぬというような問題も起ると思うのであります。こういう同じ公共の利害が一致したいという場合に、この收用法によつて迅速に、円満に解決し得るとお考えでありますか、その点をお伺いしたいと思います。

○高田説明員 御質問の要点は、この法文の技術的な点にもわたりますので、一言お答えしておきたいと思っております。新收用法の第十八条の二項にございますように、收用ということが起ります前に、実は関係行政機関のいろいろ

ろな処分が先に行われるわけであり、す。たとえば尾瀬沼に、発電所のダムをつくるという場合には、收用ということになるわけであり、そこに電気の事業の許可とか認可とかいう事務が先行するわけであり、そのことは第十八条の第二項の四号、五号で添付書類を要求いたしておるところでもおわかりのように、すでにその事業の施行に關しまして政府部内で行なつた意見が統一された上で、いろいろの行政機関の認可あるいは許可があるものであります。その後におきまして收用という問題が起つて参るのであります。御心配の点のような各行政機関の意見の調整という問題は、すでに收用の発動せられる以前に解決をされておらなければならぬ問題であります。さうな問題が解決されない以上は、事業の申請、認定書を提出するというようなことは、法の建前から申しますとあり得ないということになるのであります。

○村瀬委員 だいたいこの御答弁にも私は必ずしも全幅の了承はできかねるものであります。事業の認定をするときに万般の問題を解決してからでなければ認定しないということが確立されておりますならば、ただいまの御答弁もけつこうと思つてあります。私は全部必ずしもさういふふうに仕合せに行かどかとはわからぬと思つてあります。従来行き方の問題でいろいろ問題が起つた場合にも、さういふ問題は通産省は通産省だけの観点から、まず第一歩の問題を片づけるというような点で、あとに問題を残して許可をするという例もあつたわけであり、

私は将来ともさういふ問題が全然ないとは考えません。その点をお尋ねいたしたのであります。本日御出席の方にお尋ねしても御答弁は困難かと思つたので、この点はこの程度に問題をあとに残しておきます。

そこで私はさういふ出席の方の顔ぶれを見まして御答弁のできる範囲内のお尋ねをしてみたいと思つてあります。第八條の定義におきまして、收用及び使用という言葉がありますが、この定義はいたされておらないのであります。しかし全般を通じて盛んに收用または使用にかかる土地というやうなことが方々に出て参りますので、これは法律運営上はつきりしておる必要があると思つて、この内容を明確にしていただきたいと思つてあります。

○高田説明員 收用、使用の定義の問題につきまして御質問でございます。きわめて法律技術的な問題でもございまして、私から簡単にお答えいたしたいと思つて、お説のように、法律の形をできるだけわかりやすくいたします。建前をとりましたので、むしろ收用、使用という言葉の定義を、できればつくるのが好ましいのでございまして、その点立案の過程におきまして、率直に申し上げますが、いろいろくふうをいたしたのでございまして、これはでき得る限りの努力を払ひましてやつたのでございまして、收用、使用の定義といたしまして掲げる法律上の必要性というものがきわめて少かつたこと、と申しますのは、收用、使用といふことの内容は第一章の規定の趣旨なりあるいは收用の効果といふ第七章の規定の趣旨から、自然法

律的に出て参るわけでございます。それを短かい言葉で定義を書きますと、きわめて不正確な定義になりまして、不正確な定義をつくりまして、かえつて法律の運用の際にも誤りを起します。さういふ関係からいたしまして、実は今のお尋ねのように、いろいろの過程におきましてはくふうをいたしたのでございまして、これはむしろ使わないう方がよからう、その実益もないという意見が有力になりまして、さういふ次第で実は定義が載つておらないのであります。

○村瀬委員 收用または使用を定義することが実益がないとおつしやるが、この法案の審議をまかせられておる建設委員の私は、その必要を感じるものであります。法文には非常に長くなるおつしやるならば、法文へ入れなくともこれは了承いたします。しかし速記にははつきり残しておいていただきたい。これは法文に書くとき長くなりますと困るから書いてなかつたのであるが、この第八條に書かれておる收用とはこれである、どんなに長くなつてもよろしい、速記に載せる。收用とはさういふ意味である、立案者はさうであるといふことをはつきりお示しできないとすれば、もはやこの法案の審議を進めることはできません。法律をつくらう以上は、その内容が長くても書きなかつたといふことは、それはよろしゅうございまして、答弁がきぬといふことはないのであります。長くてもよろしゅうございまして、收用とはさうである、使用とはこれであるといふことをお答え願ひます。

○高田説明員 長くて書けなかつたといふことを実は私申し上げたのではないのでございまして、あるいはさういふふうにおとりになりましたら、私の説明が非常に悪かつたのではないかと思つて、長くて書けなかつたといふことではありません。法律技術的に非常にむづかしかつたのでございまして、これは先ほど申しました通り、收用の効果というものは、收用の他と識別し得る正確な定義というものを書きますことが、これをもし誤りますと、かえつて間違いを起すことの困難があつたのであります。またもう一つはこれは当然のことでございますが、御説明を申し上げますと、收用という言葉はすでに最近いろいろの工業法で收用という文字を使つておられますが、その他の戦後の立法におきまして、すでに使われておる言葉でございまして、これはむしろある意味におきましては熟した言葉ではないか、一般的に十分わかるのではないか。ただ收用というものが、法律的にいかなる効果を生ずるのであるかといふことをおつしやいますと、これは法律の上で明記はしておるのでございまして、さういふ経過からいたしまして、必ずしもさういふわけではなかつたのであります。

○村瀬委員 私は收用という字ならば中学校の二年ごろ習つたのです。だから收用だけなら御説明を聞きません。また使用という単語の日本語なら小学校時代に習つておりますから、御説明を要しません。ここにことさらに「收用又は使用」と書いてあるところが何箇所も出て参るのであります。でありますから、法文上技術的にむづかしけ



ればむずかしいでよろしい。しかしその  
の費用はどういう意味であるか。五十  
行でも六十行でもよろしい、費用とは  
こういう意味だということをごまかして御  
答弁になれば、速記になるのでありま  
すから、それでいいのであります。提  
案者で困難であれば、全国民はなおさ  
ら困難であります。そこをはつきりし  
ていただきたい。

○葦江政府委員 たとえて申しま  
す、今の村議委員の御質問になりまし  
た土地の費用と申しますれば、土地の  
所有権の完全な支配権を結局取得する  
というごまかすように私ども常識的に考  
えております。それから使用というこ  
とであります。それから完全な所有権は一  
応別にして、結局必要とする  
目的に応じた権限を行使するという意  
味の地上権の行使であります。目的に  
よつてそれ／＼異なつて参ると思いま  
すけれども、今申し上げた程度の差異  
が費用と使用との間にある、こういう  
ふうにごまかすのであります。なお御質  
問がございましたら申し上げたいと思  
います。

○村議委員 私は今の御答弁では必ず  
しも全部ではないと思つてあります  
が、なお適当な機会に、この費用とい  
うのはこういう意味であり、使用とは  
こういう意味である、今たとえばとい  
うお言葉をお使いになりましたが、た  
とえでなく、定義的に一応はつきり  
しておいていただきたいと思つてあり  
ます。本日はこれ以上お尋ねするこ  
とは無理だと思つてお尋ねするこ  
とができません。というのは費用、使用につ  
いては、学説が種々わかれておるので  
あります。法律の中に使用する場合に  
は定義づける必要があるのであります

が、第八條(定義)とありながらお書  
きにならなかつたのは、学説が区々に  
わかれておつて書きにくかつたのだろ  
うと思つて。書きにくければ、なお書い  
ておかなければならぬと思つたのであり  
ます。学説はどうあろうと、この法律  
ではこう解釈しておるのだということ  
を一応はつきりしておく必要がある。  
われ／＼が建築基準法をつくりまし  
たときには、最もわかりやすい「建築物」  
という定義まで下しておるのでありま  
す。これが親切な立法の態度であるの  
であります。従つてこの点につきまし  
ては、適当な機会に、はつきりした定  
義をお示し願いたいと思つてありま  
す。

次にお尋ねしたいのは、これは  
この法案全体に關係することでありま  
すが、主として第三條であります。こ  
れは一つずつ箇条をあげて駐車場、放  
送施設、電気工作、ガス工作というよ  
うに、一々についてお尋ねしたらいい  
のであります。時間をとりますから  
こういうお尋ね方をいたします。土地  
を費用し、または使用することができ  
る事業については、新法と旧法との事  
業範囲にどのくらい違いがあるか、詳  
細な御説明を承りたい。なお私の質問  
がはつきりせねば、第四條の何と聞い  
て参りますけれども、こういうお尋ね  
をした方が、お答えになる方も要を得  
たお答えができるかと思つてあります。  
この点についてお答えを願いたい。

○葦江政府委員 大体におきまして、  
提案説明の際に提案者から申されまし  
た通り、三條の趣旨をいたしましては  
は、各費用し得る事業を、それ／＼法  
律的な根拠をできるだけ求めまして規  
定いたしましたのと、それから各事業

の内容、ことに施設等の範囲につきま  
して、具体的に明示する方法をとりま  
したのであります。これが第一号から  
第三十号まで全体に通ずる共通の立法  
趣旨でございます。それから旧法とこ  
の新しい法案との間で、しからばどう  
いう事業が新しく追加され、もしくは  
削られたかという差異の点でございま  
すが、これも若干御説明申し上げた通  
りでございます。旧法の、皇室の陵  
墓の建造ないしは神社の建設に關する  
事業、さらに国防その他軍事に關する  
事業、これは削除いたしました。

なほ新しく追加したものといたしま  
しては、第一号の「公共の用に供する  
駐車場」これが一つ、それから八号の  
「無軌条電車線の用に供する施設」、そ  
れから十六号に参りまして「放送法に  
よる放送事業の用に供する放送設備」、  
それから三十号に参りまして、「国又は  
地方公共団体が一定の地域におきま  
して「自ら居住するため住宅を必要と  
する者に対し賃貸し、又は譲渡する目  
的で行う五十戸以上の一団地の住宅経  
営」、さらにこまかい点について若干  
実質的に追加したと思われまします。第  
六号に掲げてございまして、さらに、  
都道府県または土地改良区が行いま  
す土地改良事業の施行に伴い設置する  
用排水機または地下水源の利用に關す  
る施設、それからもう一点申し上げて  
おきたいと思つてございまして、十号に  
掲げてございまして「漁港法による漁港施  
設」、これら実質的に追加せられたも  
のでございます。

○村議委員 實は漁港法などは、はつき  
りしてありますが、私はそのほかの  
部面の内容をお聞きしたかつたのであ  
ります。ただ箇条書だけをおあげにな

りましたけれども、たとえば三十号の  
「五十戸以上の一団地の住宅経営」と  
いうようなものを加えておることは、  
建築行政の面から考えまして、非常に  
画期的なよい点でもありましようが、  
またこれは、實際の運営にあたつて  
は、立案者の趣旨をただしておかねば  
ならぬ問題と思つておられます。われ  
われは耐火建築助成法案でこういう問  
題で現に論議を重ねつたのであり  
ます。「五十戸以上の一団地」とい  
ますのは、坪数等は全然制限がないの  
であるかどうか。またいつも議論にな  
るのであります。また五十戸を建て  
ます場合、敷地等は右側へ広げても  
左側へ広げてもよいわけでありませ  
ん。右側へ広げてもよいわけでありませ  
ん。右側とつては、左側をとつてく  
れと言つたものでありましようし、左側  
にありますが、右側をとつてくれとい  
う場合も生ずるのでありましよう。こ  
ういふ点の内容をひとつ伺つておきたい  
と思つてあります。

○岩沢参議院議員 ただいまの御質問  
ですが、御存じの通りに、近來庶民住  
宅は、社会において最も関心を持つて  
おるのであります。住宅政策上、こ  
れを遂行する上におきましては、國  
たは公共団体の事業として遂行せ  
ねば、この問題は解決しないというよ  
うな現状に相なつておるのであります。  
そこで先般御審議に相なりました公營  
住宅法案につきましても、この団地経  
営につきましても、公益的の要素が多  
分に含まれておるのであります。従  
つて従來庶民住宅を經營する場合にお  
いて、常に問題が起りまして、住宅が  
建たないというものが、結局この敷地  
の獲得というものが、非常に困難であ  
つたということが御存じの通りだと思

います。そこでこの住宅敷地の取入れ  
というふうなことにつきましては、す  
でに都市計画にいて、都市計画事業と  
して費用することができるといふこと  
になつておるのでありますけれども、  
これが都市計画事業なるがゆゑに、非  
常にめちやくちやに敷地を買収する  
というふうなことは、やはり私権をあま  
りに蹂躪するといふような關係から、  
今回のこの土地收用法におきまして  
は、大体五十戸以上の一団地を、國  
または公共団体が經營する場合にお  
いて費用することができるといふ対象  
としたのであります。お示しの通り  
に、家は五十戸だけに指定して、敷地  
はどれくらいになるかといふことを明  
示したらいじやないかといふこと  
であります。これはごもつともなご  
ろで、現在におきましては、大体庶民  
住宅は五十戸が十二坪でありますか  
ら、今の建築基準法によりまして、大  
体その敷地として四十坪くらいを想定  
いたしておりますから、かりに五十戸  
といたしますれば、二十坪の敷地を、  
この際費用する対象にしておるのであ  
ります。しかしながら、今後あるいは  
一戸当り四十坪、この十二坪というも  
のが、もつと大きい庶民住宅というよ  
うなことになるれば、この五十戸とい  
うものを当然また変更して行かなければ  
ならぬと考へておられます。

○村議委員 もう少し詳しく伺いた  
いのですが、一戸四十坪とすれば二十  
坪、それは一坪も國または公共団体の  
土地がなくても、ここに建てるとい  
つて、ばつと二坪の一面を費用でき  
るといふ意味でありますか、二十坪の  
うち十坪は、國または公共団体が持つ  
ておる、そこでもう十坪つくつて五十

戸の一団地にしたいという場合に、それを収用できるということにお考えになつたのであります。いわゆる何にもないところでも、ここに建てるといふてよいとお考えから出ておられますか、こういう点についても伺つておきたい。

○岩沢参議院議員 その敷地はやはり住宅地域として指定せられた区域を一応は大まかにさしておるのであります。今お示しの通り、国または公共団体があるところを持しているかいかといふことは問題外にしているのです。従つてこれが適地であるという場合におきましては、この収用法にかけて、二千坪なりあるいは所要の坪数を収用しようとする、こういうような考えであります。

○村瀬委員 ずいぶん切つた立法だと私は思うのであります。そういういたしますと、もう一度伺つておきますが、この建築基準法の第四十八条第一條の規定による指定された地域内は、いつ国または地方公共団体が収用にかけるかと思つてもかか得る。そういう法律が新たにできたのだというふうに解釈をしてよろしゅうございませうか。

○岩沢参議院議員 いや、これはやはりこの収用法にかけるというものは、最後の段階であつて、従つてこの基準法によつて住宅地域として指定したものが、その所有者と十分話し合つて、これなら提供しようというふうな場合においては、これは当然この問題には触れないのですが、まあ大体この土地が庶民住宅の一団地経営として適当である。しかしながらこの所有者がどうも応じないというふうな場合におきましては、この法律を発動する、こういうことなんです。

○村瀬委員 われ／＼の社会通念をもつていたしますならば、二千坪必要とする場合に、少くとも千坪か二千坪はそこに国または地方公共団体が持つておる。しかしそれではどうもりつばな一団地の住宅経営ができないから、せめて最小限を五十戸くらいにはしたい、もう八百坪なり千坪足らぬ、いろ／＼交渉してみたが、どうも応じない。そういう場合に発動するのがおわれは正しい立法の趣旨ではないかと思つておられますが、立案者の御趣旨は、そこに種となる土地が全然なくとも、一坪もなくとも、必要とあればこの第三條の第三十号を発動できるという御趣旨のもとに、この法律をおつくりになつたのであります。もう一度伺いたい。

○岩沢参議院議員 今お示しの国または地方公共団体が土地を持つていて、不足の分をやるといふことは、ある場合におきましては起り得るかもしれませんが、しかしながらある場合においては、全然国または公共団体が土地を持っていないというふうなことも起り得るだらうと思つておられます。その後段におきましては、何もかもすべてのもを、全面積を収用するということが当然起るだらうと思つておられます。

○村瀬委員 これはまあ多少意見になるかもしれませんが、私はそういう今御答弁の場合——全然なかつたが、買おうとしかけたところが、半分くらい、千坪くらいは買ひのに應ずるらしい。今持つていないが、事実上千坪か千二百坪の所有権は国または地方公共団体に手軽く移るらしいけれども、どうもあと八百坪か千坪がなか／＼むずかしいという場合にのみ、この第三條の三十号は発動される、こういうふうな法律が至当であると、われ／＼は考へるのであります。その点も一度立案者のお考えをお伺いしておきます。

○田中委員長代理 ちよつと村瀬君、その条項が済みましたら、先刻委員長に対して出席を要求してありました土地調整委員会事務局長の豊島隆君が出席しておりますから、御質問を願ひます。

○岩沢参議院議員 お話の通りに、そういう村瀬さんのような場合が最も望ましいことではありますけれども、われわれは最悪の場合においては、やはりこの全体の土地も収用せざるを得ないという場合が往々にして生ずるのではないかと考へておるのです。その場合においては、やはりこの法律を適用して、所定の面積を収用にかけてやる。やはりある特定の人はこの集団経営の土地を承諾するという場合が生じて、ほんとうに残るものはわずかだということが實際問題としては起り得るだらうと思つておられます。何もかも、その指定した五千坪なりあるいは二千坪の所有者が一致団結してこれを拒否するといふようなことはほとんど起り得ないと思つておられます。そういう最悪の場合でも、この住宅の集団経営として最も適地であるという認定をいたした場合においては、これを収用してもよろしいと、かように考へておられます。

○村瀬委員 土地調整委員会の事務局長にお尋ねをいたしますが、ただいま議題となつて上程されております土地収用法の審議にあたりまして、土地調整委員会の意見を聞いて建設大臣が決定をするという条項が出て参りましたので、私は政府委員に質問をいたしましたところ、この土地調整委員会というものは、鉱業法の裏づけとしてできたものであつて、ここに土地収用法が成立するならば、それはあくまでも建設大臣に最後の裁定権はまかされるのである、土地調整委員会はただ意見を聞くだけである、従つて土地調整委員会の意見のいかんにかかわらず、建設大臣は公正な裁定を最後にすることができるといふ御答弁であつたのであります。こういう解釈に土地調整委員会としては御了解ができておるかどうかを、この委員会において明らかなにした上で、この法案の審議を進めたいと思つておられます。御答弁を願ひます。

○豊島政府委員 ただいまの御質問に對してお答えしたいと思つておられます。一応土地調整委員会は、御承知のように鉱業法と採石法を基礎にいたしまして委員会が発足いたしております。それで現在のところといたしましては、鉱業法に基きます問題、それから採石法に基きます問題、それから採石業と採石業に関連いたしました土地収用についての問題だけを一応取扱つております。今回土地収用法の改正に当りまして、私どももいたしまして一応考へましたことは、今後のいろ／＼な場合におきまして、鉱業と採石業とはかの産業との調整をはかるといつたような部分におきまして、完全にそういう仕事をやつて行きたいといふために、ほかの方の關係におきます土地の利用に關しまして、調整委員会といたしましてある程度関与して行つた

方がいいじゃないか、しかしながら全面的に今すぐ関与して行きますことかどうかと思つておられます。委員会はいたしましては一応土地収用法におきましては、建設省には全面的な権限がおりますので、われ／＼といつたしましてはその意見を十分に聞いていただくという建前をとつておられます。但し意見を聞くといふことではありますので、あるいは先ほどお話のありました通り、私の方の意見が入れられるかいはれないかといつたような問題につきましては、もちろん建設省で最後の決定をなさることは思つておられますが、しかし聞かれます以上は十分に尊重していただけたらというつもりで、この法案に同意いたしまして提出いたした次第であります。

○村瀬委員 土地調整委員会は発足以來非常に開散で、いろ／＼なことを研究されておるといふことを聞いておるのであります。この土地収用法が成立をいたしました場合には、当然すべての土地収用に関するものは、この法律に統一されるべきものであると思つておられます。そこで土地調整委員会設置法は、鉱業法に裏づけされてでき上つたものなのであります。ただいまの御答弁によりまして、聞かれます以上は意見を尊重していただけるだらうといふことではありましたが、しかし、むろん尊重してよいときもありませんし、また全体から考へまして、尊重することによつて事業の進捗が遅れるといふこともあり得るのであります。尊重してくれらるだらうから同意したという御答弁のようでありましたけれども、法案自体としては尊重する場

合もあるし、やむを得ず尊重すること

合もあるし、やむを得ず尊重すること

合もあるし、やむを得ず尊重すること

のできない場合も生ずると思うのであり  
ますが、この法案が成立した場合は、  
当然そういふことを了解されてお  
るといふ御答弁だつたと了解してさ  
しつかえありませんか。

○豊島政府委員 鉱業と採石業と、ほ  
かの産業、一般鉱業との土地利用調  
整をやるということが、土地利用調整  
委員会のできました大きな目的であ  
ります。従つてそれだけやつておれば、  
あるいはそれでその目的は達し得るの  
ではないかといふふうにも考えられま  
すけれども、われ／＼といたしまして  
は、鉱業と採石業と、ほかの産業との  
土地利用調整をやりませう場合に、ほかの方  
の産業同士の間の土地利用調整といつたよ  
うな部分に關連した部分を知つておか  
なければ、完全に仕事ができな場合  
があるのではないかとつたことも考  
えられますので、今の土地收用法の場  
合におきましても、一応われ／＼の意  
見を聞いていただきたいといふふう  
にしたのであります。

○西村(英)委員 私も今のに關連し  
て……御説明いろいろありまし  
たが、土地利用調整委員会の關連で私  
も疑問を持つておつたのです。どうし  
て意見を聞かなければならぬのか、そ  
ういふ場合は訴訟の裁決をやり直す  
場合のみです。土地利用調整委員  
会は鉱業法に基いたことをやるので、  
それ以上は出ない。建設大臣がやつ  
たらいいと思つて、その辺ちよつと  
わかりませんか……。

○濠江政委員 いろいろ土地利用調整  
委員会との關連のお尋ねでございま  
し

たが、御質問にありましたように、こ  
れは鉱業ないしはたたい事務局長が  
お話になつたように、採石業との關係  
が大きな問題であります。これはある  
いは土地利用調整に關する問題が出て  
来ないかもしれぬ。しかしその問題に  
關する限りは、土地利用調整委員会は  
一応最終的な審査機関としての働きを  
してあります。そういう關係におい  
て、どの案件がそれに相当し、どの案  
件がそれに相当しないという關係にも  
必ずしも参りませぬので、一応土地利  
用調整委員会の意見を聞いて建設大臣  
が処置をとる、こういう建前にいたし  
たのであります。これはあくから申  
しますれば、兩者一緒にしたらいいじ  
やないかという御議論もあると思ひ  
ますし、別個に働いてもよろしいじや  
ないかという御議論もあると思ひま  
すが、これはその沿革からいいたしま  
して、土地利用調整委員会というもの  
は、一応鉱業法に基いて発足したので  
あります。その後土地利用法の改正  
問題が起つた前後の経緯からいいたし  
まして、そういう相互の調整をとると  
いふ、いわば一つの妥協の産物として  
ういつたようになつたところに一応政府  
内といたしましては、協議をまとめた  
わけでありませぬ。その間に若干御疑  
問を持たれる点もつともだと思ひま  
すが、それらの運用につきましても、  
できるだけの法律の趣旨に従ひまし  
て、そうした調整をとるといふことは  
もちろんございませぬ。将来の運用の  
結果を見て、またいろいろ考究すべ  
き問題は土地利用調整委員会とも協議  
して考究して行きたい、こういうふう  
に考へておるわけでありませぬ。

○西村(英)委員 村瀬さんから質問に  
なりました中央の審査会を省略して、  
それから土地利用調整委員会をこの中に入  
れて、鉱業法に關係があつたりすれば  
いいでしようが、鉱業法に關係しないの  
に調整委員会を入れて、その調整委員  
会が最後の決定機関になりますならば  
いいが、最後の決定はやはり建設大臣だ  
といふように、ただ意見を聞くとい  
うのは、この辺に何かどうもすつきり  
ないところがあるように思ふ。私もよ  
くわかりませぬが、どうもおかしい。  
非常にあいまいなところがあるの  
で、私は意見を聞かぬでもいいだろ  
う。私に意見を聞かぬでもいいだろ  
う。大体鉱業法に關係があるな  
ら、それは意見を聞かなければなら  
ないだろが、して關係のないところ  
まで意見を聞いて、そしてその意見  
を尊重されるのなれないが、少しも強  
制力はないのだといふようなことにな  
れば、何のためにその意見を聞くのか  
ちつともわからないことになるとい  
ふような感じがいたします。

○高田説明員 土地利用調整委員会の意見  
を聞くという点でございませぬが、事業  
の認定または裁決に關しまして第二審  
でございませぬ裁決所へ持つて行く前  
に行政庁としての一応の再審を、第二審  
として慎重な決定を行います際に、で  
きるだけ慎重な方法で第二審、つまり  
訴訟でございませぬが、この決定をする  
といふことを考へたのが一つでござ  
いませぬ。そういういたしますと、やは  
りただいままでございませぬ土地利用  
調整委員会は、農業者の意見が、農  
業のこともあわせて考へておるわけ  
でございませぬ。農地の問題等もい  
ろ／＼土地調整委員会として研究し  
ておることと存じます。收用の場合  
には農地にか

農地でない場合におきましても、土地  
調整委員会は、農地に限らず、やは  
い／＼の土地につきまして多少の研  
究をしておるといふか、つこうに相  
なりませぬので、慎重を期しますた  
めに、第二審におきましては、さら  
にその意見を聞くことにはいたした  
のでございませぬ。もつともこの  
意見を聞くことにせよ、先ほど村瀬  
委員からの御意見にもあつたと存  
じませぬが、土地利用調整委員  
会に決定権を持たせるといふ  
ことがどうかといふ御趣旨だ  
と思ひます。村瀬委員の御意  
見は、むしろ決定権を与えたい  
じやないかといふ御趣旨が、  
裏にあるじやないかと存じませ  
ぬが、大臣がやりましたことを  
他の行政機関がこれを決定する  
といふことが、現在の法律制  
度の上から申しますと、どう  
も困難である。ことに内閣の一  
員である建設大臣がやりました  
ことを、行政委員会がこれを決  
定するといふことが、非常に不  
都合な結果になります。この  
委員会の決定権を持つといふこ  
とが非常に不都合な結果にな  
ります。意見を聞くといふこと  
にいたしまして、むしろ意見を  
聞く以上、これはもちろんで  
ございませぬ。以上のような  
次第でございませぬ。

○田中委員長代理 この際お語り  
いたした。議員坂本泰良君より委員  
外の發言の申し出があります。これを  
許可することに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂本泰良君 総論的の点を一、二  
点お伺いしたいと思ひます。  
第一に、先ほどからの説明で大体  
解したのでございませぬが、確認  
した点、土地利用法は獨立法であ  
るか、あるいは現行土地利用法の改  
正法であるか、その点を確認して  
おきたいと思ひます。

○岡田参議院法制局参事 獨立法とい  
うお言葉をお使いになつたので  
ございませぬが、これは現行土地  
收用法を廃止して、改訂した  
と申しまして、いわば實質的に  
申しますと、改訂の意味におき  
まして、新しくこの土地利用法  
を立案するといふ關係に相  
なつておられます。従いま  
して、土地利用法の施行令を  
ごらんになりませぬと、事  
実上におきまして、現行の  
土地利用法を廃止するとい  
う規定があるでございませ  
ぬ。そういう關係になつて  
おられます。

○坂本泰良君 その点で先ほどから問  
題になつておる点がつきり  
するのではないと思ひます。この  
採石法との關係は、現在の  
土地利用法の關係は、これは  
その土地利用法の採石法から  
完全に獨立しておるのでは  
ない。それと今度新たに定  
められたこの本案は、その  
採石法をここの採石法から  
完全に獨立して、採石法の  
關係とは全然別個のものに  
して、これを取扱つたんじや  
ないか、その前提から参り  
ますと、この土地利用法によ  
る收用審査並びに建設大臣  
の權限との關係においては、  
もし矛盾ができたならば、  
もちろん意見を聞くといふ  
ことはこれは事務上の問題  
と思ひます。その点の争ひ  
が生じた場合に、ただちに  
訴訟並びに行政訴訟の方に  
持つて行くといふ順序にな  
りませぬかと思ひます。その  
点の御見解を承

りたいと思ひます。

○ 濠江政府委員 その点は先ほど若干御説明申し上げたわけでありますが、建設大臣の決定処分、これが鉱業法その他の規定に照して違法の処分というようにならざるを要すれば、これは土地收用法及び行政訴訟法の問題になり得るとは存じております。しかし收用法自体の規定から申しますれば、これは一応意見を徹しまして、その決定については鉱業法に抵触しない限りはこれが一応確定するといふふうに考えていいじやないかと思ひます。

○ 坂本委員 鉱業法並びに採石法に關係しない範圍においての土地收用法であるとする、先ほど私が申し上げましたように、これは收用法と全然別個のものである。そういうふうに了解し、解釈していいかどうか。

○ 濠江政府委員 大體議員の御意見の通りだと考えております。

○ 坂本委員 次にお伺ひいたしたいと思ひますのは、この土地收用法が實質的、便宜的に適用の範圍、收用対象物の範圍が非常に拡大されておりましたが、この土地收用権者の主体はどこにあるのですか、その点をまずお聞きしたい。

○ 濠江政府委員 これは私どももいたしましては、一応こういふ解釈をとつております。收用権の主体はやはり國家にあるといふふうに考へるのであります。

○ 坂本委員 考へたいと思ひますと、今度のこの土地收用法も一つの國家の行政処分と考へておられるか、あるいは公法上の契約によつてやるものであるか、どちらに考へられておりますか。

○ 濠江政府委員 十分な學問的な解釈は私ども承知いたしておりませんが、私どもも考へ方といたしましては、これはつまり收用によります公用徵收と申しますか、そういう一應公法上の制限に服した所有權といふふうな考へて、これを一つの貸借といふふうな關係でなく、所有權が、そういう土地收用法による使用処分、これが設定された範圍内において存在してある、こういうふうに考へるべきではないかといふふうに考へております。

○ 坂本委員 それでそういうふうに考へた際において、所有權との關係において、そこに貸借といふ場合が生ずるか、あるいは使用貸借といふ場合が生ずるか、単に使用權のみを收用して、その他のものをそのままにしておくといふ、そこに國家と個人との間に、あるいは無償による使用貸借によるか、あるいはその使用の範圍が少く、所有權に基く利用價值が残つておるとすれば、そこに幾分かの賃料を払う貸借といふ關係をもつてやるか、単に收用使用といふ言葉だけではいかぬと思ひます。ですから、その点がはつきりしないから、先ほどの村瀬君の御質問の点がはつきりしないのじやないかと思ひます。その使用の點についてははつきりした解釈が出て来るならば、従つてこの收用使用の關係がはつきりして来るじやないかと思ひますが、その點についての御見解を伺ひたいと思ひます。

○ 高田委員 この新法におきまして、地上權とか、あるいは使用貸借による權利、あるいは賃借權といふようなものを收用いたしますのは、第五條の第一号でございませぬか。

○ 濠江政府委員 十分な學問的な解釈は私ども承知いたしておりませんが、私どもも考へ方といたしましては、これはつまり收用によります公用徵收と申しますか、そういう一應公法上の制限に服した所有權といふふうな考へて、これを一つの貸借といふふうな關係でなく、所有權が、そういう土地收用法による使用処分、これが設定された範圍内において存在してある、こういうふうに考へるべきではないかといふふうに考へております。

とでないかと存するのでございませぬが、この第五條第一号によりまして、使用權、地上權とあるいは賃借權といふようなものを收用いたしますのは、これはいわゆる消滅收用でございまして、この場合の收用は消滅させ、または制限するといふことにいたしておるのでございませぬ。その効果は、または制限するといふことは消滅または制限の目的で收用するわけでございます。その結果、收用の効果といたしまして發生するのは、当該使用權が消滅または制限されるのでございませぬ。

またもう一点でございませぬが、土地を使用するといふお尋ねの點は、条文中で申しますと、第二條の終りの方にございませぬ使用でございませぬ。この使用の法律上の効果がどういふ効果があるのかといふ點の御質問でないかと思ひます。先ほどお尋ねもございませぬように、所有權に對して公法上の權利の制限があるといふ効果が發生する。このことは第七章の收用または使用の効果のところにも明記してございませぬ。そこに所有權に對する一つの公法上の制限が發生するのでございませぬ。それには對しては、民法上の賃借または使用貸借の規定が適用になるのではございませぬ。これは民法の適用ではないのでございませぬ。それには對しては、使用料としての補償、使用料といふ名前におきまして補償金を支払うといふ關係になるのでございませぬ。あくまで收用法の關係の効果でございませぬ。民法の適用はないことにはいたしておりませぬ。

○ 坂本委員 どうもその點がはつきりしないのですが、御指摘の第五條の第一号は地上權、永小作權、地役權、質權、こういう權利がある場合に、この權利そのものを收用するから、その權利者に対してはことに消滅をするわけです。ところが質權とかあるいは永小作權なんかは、この權利の裏に所有權といふものがあるわけですね。そこで所有者との永小作權者との間に所有權とあるいは家屋については賃料とか、あるいは家屋については賃料とかいふ關係がある。その關係がどうなるかといふことをお聞きしておるわけです。

○ 高田委員 この地上權の背後にございませぬ所有權との關係は、この收用によつて全部消滅いたします。ただそれによつてこゝろむる損失は土地收用法の規定によつて補償等も起るわけでございます。

○ 坂本委員 そうなると、結局使用權の收用といふことはないことにならなわけですね。ただそれでどういふ地役權とか、抵當權なんかを收用すれば、その權利はお説のように消滅收用によつて消滅する。そこでそれが國家の手に移るから、國家と個人の所有者の間の關係がどうなるか、その點をお聞きしては、今のように全部消滅して、所有權までも消滅するといふ御意見によると、收用になつて使用といふことはなくなりはないか、こう考へられる。

○ 高田委員 私の説明が足りなかつたのですが、地上權を第五條の第一項の第一号によつて收用いたしますと地上權は消滅いたしますが、その地上權の設定いたしましたもの所有權、これは收用の對象になつておりませぬ。

から、これはそのまま存続するのでございませう。ただこの地上権だけが消滅するといふ趣旨なのでございませう。

○坂本泰良君 それは説明の通りです。そこで国家が使用権を収用した場合において、国家が個人の所有者に対して賃料を払うかどうか、その点の法律関係までも消滅するように聞か

○濠江政府委員 前段の問題は御了解願つたのでございませうが、要するに新しく収用法に基いて使用権を取得いたしました国家あるいは起業者、それと従来の土地所有者との関係、これは収用法に基きます一つの民法上の契約関係でなく、この収用法に基づく一つの法律関係といふふうに解釈いたします。

○坂本泰良君 そうしますと各事業を認定しまして、事業のためにこの収用があるわけでございませうが、そうしますと国家がその収用の主体であるならば、国家が賃料を払わなければならぬようになる。しかしながら実際上考

○濠江政府委員 先ほども申しました改用法の主体が国家であるといふことは、改用法という公法上の権限のもとと申しますか、源泉は国にある。しか

しこれを起業者にそれ／＼付与するた

○坂本泰良君 最後にもう一点だけ伺つておきますが憲法二十九条それから民法一条、二百六条との関係ですが、土地の所有権は使用、収益処分になつております。この場合の先ほどの金澤氏の証言に私有財産制度の確立と完全補償の点がマツチしておるといふ証言があつたわけですが、この私有財産制度の確立について、いわゆる所有権の問題はあまりに領土的の方面に考

○田中委員代理 明三十一日午後一時より委員会を開き、本案についての審議を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

○坂本泰良君 終りました。

午後四時十一分散会

分といふのを経済的の方面に重点を置いて新法を合理的に解釈しようとしておられるか、その点についての発案者の御見解を承つておきたい。

○田中委員代理 憲法第二十九

○坂本泰良君 私が聞きお聞きした

○濠江政府委員 今の御質問非常にむずかしい問題で、はたして私のお答えがそれにあてはまるかどうかわかりませんが、憲法上の問題としては二つの原則があります。一つは私有財産権の内容といふものは公共の福祉に適合する

○田中委員代理 明三十一日午後一時より委員会を開き、本案についての審議を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

○坂本泰良君 終りました。

午後四時十一分散会

行の土地収用法というものは領土的考

○田中委員代理 憲法第二十九

○坂本泰良君 私がお聞きした

○濠江政府委員 今の御質問非常にむずかしい問題で、はたして私のお答えがそれにあてはまるかどうかわかりませんが、憲法上の問題としては二つの原則があります。一つは私有財産権の内容といふものは公共の福祉に適合する

○田中委員代理 明三十一日午後一時より委員会を開き、本案についての審議を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

○坂本泰良君 終りました。

午後四時十一分散会

の土地収用法というものは領土的考

○田中委員代理 憲法第二十九

昭和二十六年六月十四日印刷

昭和二十六年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷行